

## 学校法人聖マリア学院 リスク管理規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、学校法人聖マリア学院（以下、「法人」という。）におけるリスク管理及び災害対策等に関し、基本となる事項を定める事により、様々な事象に伴うリスクに迅速かつ的確に対応する事並びに法人の専任教職員（以下、「教職員」という。）及び法人が設置する学校の学生（以下、「学生」という。）等の安全を図るとともに、法人の社会的責任を果たす事を目的とする。
- 2 法人のリスク管理及び災害対策については、他の法令並びに関係する法人の諸規程に別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
- (1)「教職員及び学生等」とは、法人の教職員及び学生並びに法人において業務を行うことが認められている者をいう。
  - (2)「リスク」とは、災害及び火災のほか、テロ、社会問題を引き起こす感染症、その他の重大な状態が発生した場合又は重大な状態が生じるおそれのある場合において、教職員及び学生等の生命若しくは身体又は法人の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれのある事象および状態をいう。
  - (3)「リスク管理」とは、災害発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに災害発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の措置をいう。
  - (4)「リスク発生時」とは、各リスクの発生を理事長又はリスク管理対象の最終責任者が認識した状況下及びそれに関連する正式決定並びにリスク管理の必要性を教職員及び学生等が迫られた又は迫られる状況下をいう。

### (リスク管理の対象)

- 第3条 この規程においてリスク管理の対象となる場合は、次の各号のいずれかに該当する事象であって、組織的かつ集中的な対応が必要なものをいう。
- (1) 教育研究等の活動に重大な支障が生ずる事項
  - (2) 教職員及び学生等の安全に関わる重大な事項
  - (3) 管理及び敷設する施設の管理に深刻な支障が生じる事項
  - (4) 社会的信用を損なうおそれがある事項
  - (5) その他のリスク管理事項

(理事長等の責務)

- 第4条 理事長は、法人のリスク管理を統括する責任者であり、リスク管理体制の確立および推進をするとともに、リスク発生時には対処方策の決定、その他必要な措置を講じなければいけない。
- 2 学院長及び法人が設置する学校の長（以下、「学長等」という。）は、理事長を補佐し、リスク管理の推進に努めなければならない。
  - 3 理事長、学院長、学長等及び法人事務局長（以下、「事務局長」という。）並びに各施設責任者は関係する法令及び法人の諸規定に従い、法人に起因するリスクにより、被害・災害等を被る事がないように常に配慮しなければならない。

(平常時のリスク管理)

- 第5条 理事長は、平常時からリスク管理を総合的かつ計画的に行うために、リスク管理を統括するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 教職員は常にリスクの意識を持って、その職務にあたらなければならない。

(リスク管理委員会)

- 第6条 理事長は、法人におけるリスク管理の実施に関し必要な事項を検討するため、リスク管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 2 前項の委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(理事長等の代理者)

- 第7条 理事長が不在の場合並びに理事長に事故等があり、リスク管理の対応が困難な時は、予め委員会において指名された代表者が職務の代理を行うものとする。

(リスクに関する通報)

- 第8条 教職員及び学生等は、緊急に対処すべきリスクが発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、速やかに事務局長に通報しなければならない。
- 2 前項の通報を受けた事務局長は、速やかに当該リスクの状況を確認し、重大なリスクの発生があれば、ただちに理事長に報告する等の必要な措置を講じなければならない。

(災害等対策本部の設置)

- 第9条 理事長は、リスクが発生し又は発生するおそれがある場合及び事務局長からの報告において、災害対策等を講じる必要があると判断する場合は、速やかに災害対策等本部（以下、「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 前項の対策本部に関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

付則

この規程は、平成23年12月 7日から施行する。